第十条の五の次に次の一条を加える。

（移出に係る航空機燃料用揮発油の免税に関する特例）

第十条の六　法第十六条の四第一項に規定する揮発油の製造者は、当該揮発油につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によりその明細を明らかにしなければならない。

一　当該揮発油を移出した者と当該揮発油を移入した者が同一である場合　第十条の四第一号イからニまでに掲げる事項を帳簿に記載する方法

二　前号に掲げる場合以外の場合　免税移入証明書に基づいて、第十条の四第一号イからニまでに掲げる事項並びに当該揮発油を移入した者の住所及び氏名又は名称を帳簿に記載する方法

2　法第十六条の四第一項第二号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

一　申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号

二　移出をする製造場の所在地及び名称

三　移出先の所在地及び名称並びに当該移出先が当該揮発油を継続して移入する場所であることの事実

四　移出先に移入する者の住所及び氏名又は名称

五　申請の理由

六　その他参考となるべき事項

3　法第十六条の四第二項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

一　申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

二　移入場所の所在地及び名称並びに当該移入場所が当該揮発油を継続して移入する場所であることの事実

三　移出者の住所及び氏名又は名称

四　移出をする製造場の所在地及び名称

五　申請の理由

六　その他参考となるべき事項

4　第五条の三第四項の規定は、前二項の申請書の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第十四条の二第一項」とあるのは、「第十六条の四第一項」と読み替えるものとする。

5　第五条の三第五項の規定は、法第十六条の四第三項において準用する法第十四条の二第四項の規定により承認を取り消す場合について準用する。この場合において、第五条の三第五項中「同条第一項」とあるのは、「法第十六条の四第一項」と読み替えるものとする。

6　第五条の三第六項及び第七項の規定は、法第十六条の四第一項第二号又は第二項の承認を受けた者に係る同条第三項において準用する法第十四条の二第五項の届出書について準用する。この場合において、第五条の三第六項第六号中「第十四条の二第一項」とあるのは「第十六条の四第一項」と、同条第七項第五号中「第十四条の二第二項」とあるのは「第十六条の四第二項」と読み替えるものとする。

第十七条第一項中「法第十四条の二第五項又は法」を「第十四条の三第五項又は」に、「第十六条の四第四項」を「第十六条の五第四項」に改め、同条第二項中「法第十四条の二第五項」を「第十四条の三第五項」に改め、「ならない。」の下に「この場合において、」を加え、同条第四項中「ならない。」の下に「この場合において、」を加え、同条第六項中「法第十六条の四第一項」を「第十六条の五第一項」に改める。

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

石油ガス税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十九号

石油ガス税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）の一部の施行及び所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の施行に伴い、並びに石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）第十二条第二項並びに第十二条の二第一項（第一号を除く。）、第二項、第五項及び第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

石油ガス税法施行令（昭和四十一年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「石油ガスの充てん業」を「石油ガスの充塡業」に、「、石油ガス税法」を「石油ガス税法」に改め、同条第二項中「充てんする」を「充塡する」に改める。

第八条第一項を次のように改める。

法第十二条第二項に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一　当該課税石油ガスを移出した者と当該課税石油ガスを移入した者が同一である場合　次に掲げる事項を記載した書類

イ　移入場所の所在地及び名称

ロ　移入した課税石油ガスの重量

ハ　移入の年月日

ニ　その他参考となるべき事項

二　前号に掲げる場合以外の場合　当該課税石油ガスが法第十二条第一項に規定する用途に供する場所に移入されたこと及び当該課税石油ガスに係る同号イからハまでに掲げる事項を当該課税石油ガスを移入した者が証する書類（第九条の二第一項第二号において「免税移入証明書」という。）に基づき、前号イからニまでに掲げる事項並びに当該課税石油ガスを移入した者の住所及び氏名又は名称を記載した書類

第九条の次に次の一条を加える。

（移出に係る課税石油ガスの特定用途免税に関する特例）

第九条の二　法第十二条の二第一項に規定する石油ガスの充てん者は、当該課税石油ガスにつき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によりその明細を明らかにしなければならない。

一　当該課税石油ガスを移出した者と当該課税石油ガスを移入した者が同一である場合　第八条第一項第一号イからニまでに掲げる事項を帳簿に記載する方法

二　前号に掲げる場合以外の場合　免税移入証明書に基づいて、第八条第一項第一号イからニまでに掲げる事項並びに当該課税石油ガスを移入した者の住所及び氏名又は名称を帳簿に記載する方法

2　法第十二条の二第一項第二号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

一　申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号

二　移出する石油ガスの充てん場の所在地及び名称

三　移出先の所在地及び名称並びに当該移出先が当該課税石油ガスを継続して移入する場所であることの事実

四　移出先に移入する者の住所及び氏名又は名称